

医療費のお知らせ

当健康保険組合では、自分がいくら医療費を支払ったか、実際の医療費はいくらだったのかを確認できるよう「医療費のお知らせ」を作成しています。

「医療費のお知らせ」や領収書・明細書で実際にかかった医療費をご確認ください。

病気やけがで治療を受けたときにみなさんが病院の窓口で支払う金額は、保険証を提出することで自己負担分のみで済んでいることから、実際にかかる医療費全体がいくらであったかは意識しにくい仕組みとなっています。そこで、健康保険組合では、みなさんが支払った医療費や健保組合が負担した金額などがわかる明細を作成し、お知らせをしています。



「医療費のお知らせ」の送付時期について

送付時期

令和3年2月中旬
に各事業所へ送付いたします。

送付内容

令和元年12月から
令和2年11月に診療を受けた
医療費の内容

※被扶養者がいる場合は、被扶養者分も含め被保険者宛で作成されます。※「医療費のお知らせ」は令和2年分の医療費控除の申告をする際の明細書として使用することができます。なお、令和2年12月診療分は、その領収書に基づき申告用の「医療費控除の明細書」等を別途作成して頂く必要があります。

医療費控除について

医療費控除とは、みなさんや家族の分を含めて1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告すると税金が戻ってくる制度です。支払った医療費等の金額が10万円（または総所得金額等の5%）を超えるとき、上限200万円までが課税所得額から控除され、税金が確定精算されます。手続き等は税務署または国税庁のHPをご確認ください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{給付金} \\ \text{保険金等} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{どちらか少ない方} \\ \text{10万円} \\ \text{所得総額の5\%} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{〔最高限度額〕} \\ \text{200万円} \end{array}$$

対象となる主な費用

- 病院の医療費、薬剤費、通院費用
- 市販薬(治療又は療養目的)
- あんま、指圧、はり、きゅうの施術費
- 老人保健施設、療養病床の利用料(介護費・食費・居住費の自己負担分)ほか

対象とならない主な費用

- 健康診断、人間ドックの費用
- ビタミン剤、消化剤、体力増強剤など、治療のためでない医薬品の購入費ほか

セルフメディケーション税制

かぜ薬や胃腸薬など一定の市販薬(スイッチOTC医薬品)の購入合計額が12,000円を超えれば控除の対象となります。定期健康診断やがん健診、予防接種など健康づくりに一定の取り組みをしていることが条件です。

※医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。

セルフメディケーション
税 控除 対象

詳しくは国税庁のホームページを確認しましょう。

タックスアンサー 医療費控除

